

令和 8 年度

岩手山麓農業水利事業

南部主幹線用水路他用地調査（その 11）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、南部主幹線用水路他用地調査（その11）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号、一部改正 令和8年3月26日）別記（I）用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

(目的)

第2条 本業務は、岩手山麓農業水利事業計画に基づき施行する南部主幹線用水路工事、導水路撤去工事に伴う地盤変動影響調査（建物事前調査及び建物事後調査）を実施し、用地補償業務の円滑な推進を図るものである。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所（別添位置図のとおり）

岩手県滝沢市外山地内他

(2) 調査区分

用地調査業務

(南部主幹線用水路)

地盤変動影響調査（建物事前調査）

木造建物A	70 m ² 未満	内部調査あり	4 棟
木造建物A	70 m ² 以上 130 m ² 未満	内部調査あり	10 棟
木造建物A	130 m ² 以上 200 m ² 未満	内部調査あり	1 棟
非木造建物イ	200 m ² 未満	内部調査あり	1 棟

(導水路)

地盤変動影響調査（建物事後調査）

木造建物A	70 m ² 未満	内部調査なし	1 棟
木造建物A	70 m ² 以上 130 m ² 未満	内部調査なし	4 棟
木造建物A	130 m ² 以上 200 m ² 未満	内部調査あり	1 棟
木造建物A	130 m ² 以上 200 m ² 未満	内部調査なし	1 棟
木造建物C	70 m ² 未満	内部調査あり	1 棟
木造建物C	70 m ² 未満	内部調査なし	1 棟

(班編制)

第4条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第5条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第6条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者。

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者。

(低入札価格契約における第三者照査)

第7条 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する

ものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 12 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（保険加入）

第 8 条 受注者は共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 貸 与 資 料 等

（貸与資料等）

第 9 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和 5 年度 岩手山麓農業水利事業 導水路建物事前調査（その 2）その他業務 成果物	一式	
令和 7 年度 岩手山麓農業水利事業 南部主幹線用水路他用地測量調査（その 10）業務 成果物	一式	

2 受注者が、土地登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第 3 章 作 業 項 目 及 び 内 容

（作業項目及び数量）

第 10 条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	単 位	備 考
用地調査業務（地盤変動影響調査等）			
1. 共通作業			
（1）作業計画の策定	1	業務	
（2）地盤変動影響調査等（現地踏査）	1	業務	
2. 南部主幹線用水路			
（1）事前調査（木造建物A） 70 m ² 未満	4	棟	内部調査あり
（2）事前調査（木造建物A） 70 m ² 以上 130 m ² 未満	10	棟	内部調査あり
（3）事前調査（木造建物A） 130 m ² 以上 200 m ² 未満	1	棟	内部調査あり
（4）事前調査（非木造建物イ） 200 m ² 未満	1	棟	内部調査あり
3. 導水路			
（1）事後調査（木造建物A） 70 m ² 未満	1	棟	内部調査なし
（2）事後調査（木造建物A） 70 m ² 以上 130 m ² 未満	4	棟	内部調査なし
（3）事後調査（木造建物A） 130 m ² 以上 200 m ² 未満	1	棟	内部調査あり
（4）事後調査（木造建物A） 130 m ² 以上 200 m ² 未満	1	棟	内部調査なし
（5）事後調査（木造建物C） 70 m ² 未満	1	棟	内部調査あり
（6）事後調査（木造建物C） 70 m ² 未満	1	棟	内部調査なし

（指示事項）

第 11 条 指示事項は次のとおりである。

（1）立会い

- ① 調査にあたっては、建物所有者等と立会いの上、行うものとする。
- ② 立会人の日当は、受注者の負担とする。

（2）工程制限

- ① 地盤変動影響調査（建物事前調査）に係る現地業務は、令和 8 年 9 月中旬を目途に完了するものとする。

第 4 章 成 果 物

（成果物等）

第 12 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 事前調査 ①調査区域位置図 ②調査区域平面図 ③建物等調査一覧表 ④建物等調査書 ⑤損傷調査書 ⑥写真集	電子データ	正副2部	C D－R等
	書 面	1部	綴じ込み
	写真集	1部	綴じ込み
	電子データ	正副2部	C D－R等
	書 面	1部	綴じ込み
	写真集	1部	綴じ込み

2 成果物の提出先は、東北農政局岩手山麓農業水利事業所とする。

第5章 打 合 せ

(打合せ)

第13条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとする。また、打合せの場
所は、東北農政局岩手山麓農業水利事業所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間打合せ（調査終了時）
- (3) 業務の中間打合せ（調査書類作成時）
- (4) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画の管理状況を報告しなければならない。

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第10条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第12条に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (3) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他

(業務スライドの試行)

第15条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」))に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 そ の 他

(管理技術者)

第16条 予決令第85条の基準に基づく価格(調査基準価格)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う用地調査業務の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(疑 義)

第 17 条 この特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

令和8年度 岩手山麓農業水利事業 南部主幹線用水路他用地調査（その11）業務 位置図

